

◎新潟県告示第1100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県まいわし漁業	現行水準

3 かたくちいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数

4 うるめいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
新潟県うるめいわし漁業	58,000トンの内数